

## 阪神水道企業団経営懇談会（令和元年度第2回）会議要旨

【開催日時】 令和元年9月6日（金）9:53～11:53

【開催場所】 阪神水道企業団本庁舎2階会議室

### 【出席者】

#### [経営懇談会委員]

佐々木 弘 委員（佐々木座長）

水谷 文俊 委員

伊藤 禎彦 委員

西尾 宇一郎 委員

道奥 康治 委員

足立 泰美 委員

#### [阪神水道企業団]

谷本 光司 阪神水道企業団企業長

水口 和彦 阪神水道企業団副企業長

その他、部課長級職員等

### 【懇談会内容】

1. 確認事項
2. 報告事項
3. 懇談事項
4. その他

### 【配付資料】

- ・資料① 阪神水道企業団経営懇談会（平成31年度第1回）会議要旨（案）
- ・資料② 阪神地域の水供給の最適化研究会 2018年度の研究内容
- ・資料③ 水道の現状
- ・資料③-2 水道法の一部を改正する法律（平成30年法律第92号）の概要
- ・資料③-3 水道法施行規則の一部を改正する省令（案）の概要
- ・資料③-4 水道法改正に伴う企業団の当面の対応

### （企業団）

おはようございます。一言御挨拶申し上げます。本日は久しぶりの開催でございますが、全員御出席いただき誠にありがとうございます。

佐々木委員を初めとする5名の委員は、任期としては本年、8月1日から引き続きということで委員をお引き受けいただいております。また、今回から甲南大学の足立准教授にも新しく委員に御就任いただきましたので、改めて御礼申し上げます。

委員の皆様方には、これまでも企業団の経営に関して客観的かつ専門的な視点で御意見、御助言を賜っておりますが、引き続き御意見、御助言を頂戴したいと思っておりますのでよろしくお願い申し上げます。

本日は、最初に企業団から、「阪神地域の水供給の最適化研究会」の2018年度の研究内

容、中間報告をさせていただきます。

その後、本年10月1日から施行される水道法の一部を改正する法律につきまして、御懇談をいただきたいと考えているところでございます。限られた時間ではございますが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

(企業団)

事務局の不幸で順番が逆になってしまったが、本日、一般の傍聴希望者、業界紙も2社来られている。本来ならば了承をいただいて傍聴を認めるということだが、傍聴を承認してよろしいか。(承認)

それから、事務局から何点か御報告等をさせていただく。

まず企業長の挨拶にもあったとおり、本年8月1日から新たな任期ということで2年間、佐々木委員、水谷委員、西尾委員、道奥委員、伊藤委員には、引き続き経営懇談会運営委員を続けていただくことを御了承いただいた。引き続き、よろしくお願いする。

また、今回から甲南大学の足立准教授、委員として新たに御就任いただきましたので、一言御挨拶をお願いします。

(委員)

甲南大学の足立泰美と申します。私自身の専門は財政学、主に地方財政を専門にしており、今も、市町などで水道事業、上下水道の勉強をする機会があり、本当に大変知らない点が多くあるので、ぜひ皆様から御教授いただけたらと思います。どうぞよろしくお願い致します。

(企業団)

～配付資料確認～

資料①「阪神水道企業団経営懇談会（平成30年度第3回）会議要旨」公表の確認

(委員)

新しいメンバーも加わっていただいた。今までは私を含めて5人だったが、お忙しい人が多く、2人ぐらい欠席することがあるので、そうすると非常にメンバーが減ってしまって寂しいので、もう1名ぐらいは欲しいというようなことは、以前から事務局によく言っていた。できれば、今の御時世から考えると女性の方が良いかなという感じで、幾つか候補はあったみたいだが、なかなか決まらなくて何年か経過していった。この度、めでたく足立委員が入って下さるということで、我々は非常に歓迎する。ただ選考に当たっては、我々は全然関与しておらず、全部、事務局側が決めている。

「経営懇談会」については御説明いただいているかと思うが、今日の会議の次第のところをご覧になったら分かるように、昔は違っただけでも、この頃はこの中の2番目の報告事項と3番目の懇談事項、この2つが大体柱である。

従来はどちらかという企業団側が用意した色々なテーマ、例えば「財政計画」とか「ビジョン」であるとか、あるいは1年に1回、「経営のアンニュアルレポート」みたいなものを企業団が作っているが、その原案みたいなものを見せていただいて、委員が質問とか意見を申し上げてきたというような感じであった。

それ以外に、懇談会サイドから提案する何らかのテーマを取り上げて、それをめぐって議論する時間もあってよいのではないかというような意見も委員側からあり、それを形にしたのがこの「懇談事項」という、大きな3番目の柱である。これについては、今日のお手元の資料の最後に1枚物で「参考資料」があるが、ここ2年程、委員からキーワードというか、ここで議論をする、ディスカッションに値するようなテーマはないかという感じで、皆さんから意見が出て、それをある程度まとめたものである。これについて、1つのテーマについて2回ぐらい、今までこの経営懇談会で取り上げてきた。

参考資料の『2. CSR』、『4. 水道事業経営』、『5. 水道システムの再構築』の3つはそこに書いているように、既に懇談が終わっている。これについて、一応2回やったときに最後に取りまとめをやっているのも、もし御関心があれば、足立委員から事務局に要求すれば資料をもらえらると思う。

今回は、あと残った『1. 水道用水供給事業』と『3. 水資源』をやらなければいけない、やっていきたいが、これについてどちらから懇談するのかについて、前回の議事録の最後をご覧になれば書いているが、私から、「ちょうど水道法の一部改正の議論があって、世間の注目を浴びていたので、これを一回、臨時で取り扱ったらどうか」というようなことを提案した。そうしたら「時機を得ているのではないか」というような御賛同を得て、しかしこれは1回限りで、取りまとめはしないということで、言いたいことだけを言おうというような感じでやることにした。それが、今日である。今日これが終わると、今のテーマのうちのあとの残された2つのものを、最後に皆さんの御意見をいただき、1か3のどちらを今度懇談するのかというような感じで進めていきたいと思う。大体、以上がこれの説明である。

それでは、中身に入っていく。

「確認事項」については、資料の冒頭にある「資料①前回の会議の要旨」で、これは毎回作成され、事前に各委員へ送っていただいて、御自分の発言が間違いなく収録されているかどうかを確認してもらい、もし何かあれば修正し事務局に返していただく。そのキャッチボールを数回やった後で作られたものである。これについては既に各委員の発言は確認済みということである。

次のテーマに行く。「資料②」、いわゆる「最適化研究会」であるが、これは企業団側の事務局の若い職員と、構成市の若い職員の方が中心になって作っておられる研究会で、既に3年程度やっていると思う。そこにあるように、その2018年度の研究内容の一応取りまとめたものを御披露していただくということである。説明していただいて何かあれば、我々から質問や注文などを言っていただいたら良いと思う。

(企業団)

～資料【資料②】説明～

(委員)

何かこれについて御質問、あるいは御意見があれば、どなたでも結構なのでお願いします。

(委員)

この俯瞰図は、これができたことが大きな快挙だと思う。アナログデータだと思うが、維

持管理面でも設備面でも、最初に触れられていたが、同じデータ書式のデータベースを作ることから始まるが、この辺りはデジタル化されているのか。これはアナログ地図だが、この諸元のデータベース化というか、デジタルデータは整備されているのか。

(企業団)

一応、デジタルデータは、集約はしているが、まだきっちりとしたデータベース化はされていない。

(委員)

そうすると、組織間でまだ共有する、あるいはお互いに相手のデータをハンドリングできるところまでは、まだこれからか。これは、まだ大分長い道のりになるのか。

(企業団)

CADのデータを国土地理院の地図情報に乗せたという状態である。

(委員)

設計図書的には、そういう共有化がされているけれども、維持管理の段階に入ると、色々な設計図書に全部盛り込まれてないようなデータも必要かなと拝察するが、その辺はいかがか。

(企業団)

維持管理等に適用する段階まではまだ至っていない。それはこれからの課題だと思う。

(委員)

他にないか。

(委員)

今、データの話が出てきたが、国土地理院のデータがあり、それに乘せていくということであるならば、例えば医療機関とか、重要機関があるかと思う。そういったところに何か災害時、どうしても水を途絶えさせるとか、リスクが高いようなことがあるので、場合によっては医療機関の場所、国土地理院なので、いわゆる緯度経度で計算されており、施設の場所も緯度経度でデータが残っているので、重ね重ね合わせてきた場合に、もし災害時については、ここを途絶えさせてしまうが、この医療機関に水を通してやろうという、そういったシミュレーション、そういったこともある程度できると思ってよろしいか。

(企業団)

まず今回、これまで各団体が別々でこういう図面を整理されていたのが、地域全体として1枚の大きなデータが作成できたのは、まず1つの成果だと思っている。

この図面の今後の活用計画については、今、頂戴したような御意見を踏まえて、どんどん改良を加えていければ良いと思っている。

(委員)

私から一つ、この経営懇談会ができたところから、私はずっと申し上げているが、各構成市から派遣されたメンバーは、基本的にとりか、構成市の利害というか、それに足を引っ張られるのではないかと、前から言っている。

そういう面では、若手の人はこういう勉強会は非常に良いと思うけれども、なかなかその辺があって、他の団体から出てきているメンバーの御意見等とうまく擦り合わせるというか、そういうようなものをやりながら結論的なものを導き出していくのは大変ではないかと当初から申し上げていた。毎回この経営懇談会の日程が決まると、事前に一度、事務局側と私はお会いして、資料作成に関して個人的に相談を受ける場がある。そのときにも事務局に同じようなことを申し上げた。

そうしたら事務側のお答えは、当初はそういうような懸念というか、各団体から派遣されているメンバーの方は、やはりそれぞれの利害があるから、自分を選出してくれた母体の利害と反するようなこと言いにくかったようだ。それがこの最適化研究会を進めるにつれて、そういう雰囲気ではなくなってきたというようにお聞きしている。それは結構なことだと申し上げた。

そのときも半分冗談、半分本気で言ったのだが、こういうことをやったらどうかと申し上げた。それはこのさっきの地図に、それぞれの構成市、そういうものを考えないで、ただ単にこの白地の地図を見ていると、基本的には真ん中に山があって、山の南に海があって、南斜面にかなりの人口が張りついている。山の北側にももちろん都市はあるが、どちらかというと人口は少ない。それから水源は、ほとんど東から持ってこざるを得ないような位置である。そういう非常に大まかな水源の位置、それから水量、水量も無制限ではないから、給水人口というか、人口規模はこれぐらいというふうな条件を与えて、このときに最適な水道事業を白紙の状態から作ろうとするとどうなるかというようなことを懸賞募集したらどうかと言った。全国、あるいは外国でもいい。そしてかなりの賞金を出したら、色々とおもしろいアイデアが浮かんでくるのではないかなと言ったが、その程度でこの問題については、収めたいと思う。よろしいか。

それでは、資料③について説明をお願いします。

(企業団)

～資料【資料③から資料③-4】説明～

(委員)

非常に簡潔に御説明いただいた。中心的な資料は、今、御説明いただいた中の「資料③-2」、それから合わせて省令案等の「資料③-3」、これが中心で、それに対して企業団としての当面の対応が「資料③-4」、これが中心かなと思う。大体、水道法の改正の中身と省令の簡単な御説明、それから企業団としてはどのように当面考えているかが説明された。

これはこれとして、各委員から今回の水道法の一部改正について、省令案も含めてでも結構であるが、いろいろお考え、あるいは疑問となるところ、批判などをいただきたいと思う。

一応、全部御発言が終わったところで、フリーディスカッションみたいな感じで、今の企

業団の当面の対応について、もし何か御質問、御意見があれば言っていただいてもいいし、あるいは、各委員のこれからいただくであろう御意見、御質問に対しての委員相互の質問も、ディスカッションもいいかなと思う。

そういう時間は、各委員の御意見を承った後で若干設けたいと思う。

(委員)

この話と違うが、今、脱プラとかいう形で、ペットボトルがだんだんとなくなって行って、企業などでも水筒に入れている。紙パックと一緒に恐らくこの波はすごく速くいくと思う。家庭でも水筒に自分で入れているが、たぶん水道水を入れていると思う。

ということは、多少は需要が増えてくるのではないか。今まで、どんどん減っていつけるわけだから、その辺の期待をしていいのではないか。量的にどうかは別にして、そういう話になってくると、SDGsではないけれど、水道はそういうものにすごく貢献すると思う。

(委員)

やり方によってはあると思う。

(委員)

いい宣伝材料にはなると思う。

(委員)

そうである。うまくそれに便乗すれば。

(委員)

この前、あるところで思い、追い風だという気がした。

これは専門ではないが、3つほど思ったものがあり、一つは、よく言われているけれども、民営のことを言い過ぎている。よく見えないという意味で。どこまでのことを言っているのか。マスコミでは物すごくセンセーショナルなことが書かれているが、私は民営化するのはどうかと前から思っている。

それともっと根本的に、水の話はかなり長期間の話になるけれども、これを言い出していると、それまでに運営できなくなる水道がいっぱいであるのではないかと思う。遅過ぎるといふ言い方でいいのか、かなりペースを上げていかないと。

(委員)

財政的に困難だ。

(委員)

それからもう一つ、直接に企業団とは関係ないが、下水はどうなるだろうか。下水の方が遅れていると前から思っている。

(委員)

どなたかどうぞ。

(委員)

私が水道法自身でいろいろ噛んでいるところで、ざっくりぼらんに感じているところから言うと、基本的には地方自治体が中心になってやっていくところから、基準を緩めていると見える。

単に、例えば水道事業を提供する上で、公益事業一般に言うと、いわゆる下部のインフラにあたる部分と、供給のところはどうするのかというのがよく見えないなと思った。

インフラにあたる部分だったら、例えば水源を開発するのに、長期にわたって費用を回収するようなことや、利害関係など、いろいろ進める中で、問題が出てきて、現在の料金が出てくる。その辺、新しい仕組みではどうなるのかが、いわゆる上下分離での料金体系で見ると、例えばいろいろな問題を解決するのを、水道法の改正、例えば民間でコンセッション方式をやるのは、ある意味、上部の水を使用者に配分するところにおいて、経営の効率みたいなところに重きを置いているというふうに感じるところがある。一点、感想である。

それから広域化に関しては、例えば装置が大きな産業であればインフラの固定の費用が非常に大きいから、規模の経済が働くようなものである。そういうので、広域化するのはある程度わかるところがあるが、以前計算して、費用の最適なレベルは、70万人ぐらいの人口を持つところが、費用が回収可能になる。

そういうのを考えると、例えば大き過ぎるようなところもあり得るし、小さ過ぎるようなところもあり得るといえるので、ただ単に組織を一緒にするというところは実際面において難しいところがある。

地方公共団体の小さな都市、町とかを支えているところでは、専門的な人材を1つの組織の中で抱えるのは非常に難しいことを考えると、広域的な連携を、例えばコアのところの自治体が持ち、周辺のところである程度シェアするというやり方ができると思うが、その辺は別に改正法でやらなくてもできるからと思っている。それで経営は、そこをやり過ぎると、まさかのときに対応できなくなってしまう懸念がある。

別の産業でいくと、阪神・淡路大震災では、鉄道のインフラが全部壊れたときに一番復旧が早かったのはJRだった。その理由は何かというところ、ある程度余分と言ったらおかしいけれども、まさかのところの人材を抱えていたのと、他のJRからの応援があった。単独でやっていたところは人材もぎりぎりのところでやっており、厳しいという面があるから、そういうまさかの状況があったときの対応のことを考えると、その辺も考えてないといけないということがあるので、広域化のやり方に関してどうなのかが2点目の懸念である。

最後は、特に公益事業全体でいくと、例えば鉄道事業でいくと、規制緩和で事業者が参入するのが、以前は認可・許可を受けるようなことが必要だったのが、かなり自由に算入できるような形に変わってきた。そうすると、本来であれば、もっとシステムとして効率的にやらねばならないものが、クリームスキミングのような形でやることが起きてしまう問題がある。ここで、例えば事業の給配水の許可、申請とか許可基準と書いてあるから、まずそのところは緩やかな形にすることはないと思うが、全体の流れの中でこれがどんどん進んでいくと、更に緩和するのはどうなのかと思う。要するに、持っておくところはきちっと公が持っていて、民間を活用する部分は、その部分をきちっと充てていかないと、ちょっ

と怖くなるのではないか。3点目に関しては、その許可、認可、民間活用のやり方に関して気になるところである。今、現時点ではそのようにはなっていないが、交通事業でそういうのが緩和されると困る。

(委員)

困ることが起こるかもしれない。

(委員)

資料③-4の資産の適切な維持管理、企業団の対応と考え方のところ、資産の維持管理のところ、最後に触れられている自然災害への対応である。去年、西日本豪雨で呉市の水道施設が壊滅的になったことを考えると、防災施設ではないものの、水道施設はやはり災害に対して、どのレベルの外力に対応するのか。例えば防災施設であればレベル1とか2とかある、2段階で考えるが、そういった対応も、呉市の状況などを見ると考えざるを得ないのかなという気もする。

それと、改正法の中でどの程度謳われているのか分からないが、そういう災害後のBCP策定のこと、いろいろなインフラ関係では最近かなり言われているところである。その辺が改正法でどこまで踏み込まれているのか承知していないが、企業団として独自に対応すべきものなのかどうなのか、検討していただいてもいいだろうと思う。

今、水谷先生からも話があったし、座長も書かれているスケールメリット、デメリットで、経済的な財政的な面だけから見ると、恐らく最適値みたいなものはあると思うが、そういう災害面というか防災面から考えていくと、広域化は逆効果の場合もちろんある。

装置がどんどん増えていって、東京の地下鉄を見ていると、毎日のようにどこかで遅れが生じて、我々、大学の授業でも遅延証明が毎日のように出されている。ああいうのを見ると広域化は、果たしてこういうインフラの、特に災害とか事故対応のときにいいのかどうかと常々考えている。そういう面からも広域化の最適値みたいなものがあるかもしれないと思う。

(委員)

今の点は一段落したところで、企業団から御意見をいただきたい。

(委員)

まず、この省令については、パブコメが8月末までであったが、今週聞いた話ではパブコメが20万件あったという。ほとんどは民営化反対、コンセッション方式反対らしい。

それと法改正の経緯だが、これは政府の経済成長政策がまずあって、それに水道も寄与すべきだという要請があって、コンセッションを決めたというようになっていった。

それが動機としてあるが、それに対して厚生労働省水道課としては、いろいろな制約があるけれども、とにかく法改正すること自体が大事であった。このため、今回の法改正は最低限のもので、本当は入れたいものももっといっぱいあったようだ。そのため、以前の水道課長がおっしゃっているのは、こういう種類の改正は今後も続けていくということであり、それはそれで良いと思う。



今後の日本の水道を考えた場合、まだまだ全然足りないということがある。例えば、今の水道水は、法律の中では圧力管で輸送するものである。そうすると運搬給水が、幾つかのところで始まりつつあるが、運搬給水は水道水ではない。例えば宮崎市などで最近始まったが、大変苦勞している。

要するに、水道部局が扱えず、水道部局が水を配れないので、仕方がなく市長部局で扱っている。水道水でないので、新規に条例を作らねばならない。条例を作って、水を届けるけれども、その実務自体は水道局がやっている。さらに、その経費、コストは水道料金として取れないので、かかったお金は水道料金としてではなく、経費としてまず市長部局が収入を受ける。その後、その収入を水道局に移しかえる。そんな面倒臭いことをやらねばならないような体制にある。

厚生労働省に対しても、機会があるときに、自治体にそんな苦勞をさせているようではだめだと申し上げたりしている。しかし、それをやろうとすると、なお法改正が必要になってしまう。法改正をするのは大変だから現行法の範囲内で、あれもだめ、これもだめと言わないで、フレキシブルに運用するということが必要と思う。

今、相当シリアスなところがいっぱいあるので、各地で、基盤強化までいかなくても、何とか持ちこたえさせるためのいろいろな創意工夫、アイデアがいっぱい出されてきている。給水エリアの変更であるとか、最近聞いた話では、浄水処理装置のレンタルやリースとか、いろいろな知恵が出てきているので、それらを妨げずに円滑に進めることができる、そのような施策が要るだろう。

一方、必要な法改正はさらに続けていくべき。いろいろな立場から政策提案として発信していくのが望ましい。

#### (委員)

今回の水道用水供給事業の中で、資料の③-3に阪神水道企業団の対象地域があって、なおかつ構成市である神戸市尼崎市、西宮市、芦屋市、宝塚市と連携をとらざるを得ない、そういうような条件下にあると思う。

まずそういう個性的な状況を踏まえた上で、適切な維持管理、その中で管路については周辺の地方公共団体との連携、その際に管路はどんどん技術が発展している。いつ、どのタイミングで管路を取りかえたのか、それによってどれだけ長寿命化が可能なのか違ってくると思う。このあたりは丁寧な計算の中で、どこが一番老朽化しているのか、そのタイミングである。それが管路の内容、材質によって変わってくるので、せつかく、この地図を書いておられるので、特に危ないところについては赤い色、まだ使えるようなものについては青い色で、管路一つをとっても、色合いを変えながら長寿命化という検討をしてもいいのではないかと思う。

もう一つ、浄水場については、尼崎市は、多分地盤が緩いと思う。地盤が緩い中での管路の対応とか、浄水場の対応をしていかなければならないので、そうなった場合に、災害のレベルを設定して、どこの水路が、災害のときに一番被害を受けるのか。こういったものを踏まえると、本当に阪神水道企業団ならではのマップが描けると思うので、それは描いてもいいのではないかと思う。

なおかつ、水道はライフラインなので、いざ何かあったときに、途絶えてしまったという

ことは、我々の日常生活にすごく影響を与える。それだけに、最悪、ここだけは絶対に堅く守っていこうというリスクな場所も、色分けすることによって、施設維持管理は12年間の長期収支見通しを立てていると思うが、果たして適切かどうか、この辺をもう一度御確認してもいいと思う。その上でそれが描けたときに、例えば10年後、この時期にはすごくお金がかかるといったような、平準化せざるを得ない状況が財政的に出てくると思う。その財政的な動きを踏まえた上で、お金を削減するにしても、広域連携でやればいいのか、官民で取り組むのがいいのかという話になった場合に、最初に広域連携で可能な限りやったほうが良くなる。というのは、一旦、民に任せてしまうと、今度は10年後、20年後、その契約が更新できればいいけれども、途絶えてしまった場合に、自分のところでもう一度やる必要があると思う。その資金が一旦途絶えてしまったものを、再復帰するのはすごく厳しいと思う。特に今は人員が減っているので、そのことも踏まえた上で、広域連携を最初に優先的に。

ただ広域連携も、ソフト面での連携は意外と楽である。しかしながらハード面、施設間を兼ね合わせたハード面での連携が難しいと思うので、どういったような広域連携が可能なのか。この広域連携も、企業団ならではの連携を検討してもいいかと思う。その上での官民連携になると思う。

官民連携も、DBO方式から始まってPFIなどいろいろなやり方があるが、全てを任せってしまう厚生労働省方式は確かに危険である。運営権を全て任せってしまうのは危険なので、その手前のやり方が既に行われているので、その事例を踏まえた上で、バリュー・フォー・マネーの一番お得なものを選ぶ形で検討してもいいのかなと思う。

(委員)

それでは私から、お手元に、数日前に事務局側へ私のメモを送っておいた。これに基づいて申し上げたいと思う。

大きく2つに分かれていて、1つは今回の水道法一部改正の議論、特にマスコミなどでも、水道事業は非常に我々の生活に密着していることもあってか、かなり関心を引いて、いろいろと議論が出た。その中で、大体どの辺のところが争点となり、あるいは懸念されたかを前半に書いている。

後半は、今回の水道法の一部改正の議論の中で余り議論はされないけれども、もっと大事な、どうせ改正するのであれば、もっともっといっぱいやるべきことはあったのではないかとことや、私が常々感じていることなどをあわせて書かせてもらっている。

まず今回、いろいろと議論が出たが、その中で特に争点となったところ。あるいは明らかになったところ。それから、ちょっと懸念が残ったというようなところが幾つかあったのではないかと思う。

まず「その1」、「官民連携」という言葉がたびたび出てきたが、一つの流行りの言葉というか、フランスなんかで主に使われていったコンセッション方式が使われている。日本語の訳はほとんどなされていなかったと思うが。ある意味では、これは用語の解説などを見たらわかるように、所有権に関しては、大もとのところは公に残しておいて、運営権とオペレーションの部分は民間に売却するというような方式を主としてコンセッション方式という。大きな空港等々でも、我が国でも行われつつあるのはそういうような例である。コンセッションという方式は余り聞きなれない言葉であるので、特に水道業界においてはかなり注目

されたのではないかなと思うが、そこに書いているように、特に欧米では水道事業だけではなくて、どちらかという交通等々でも、あるいは公共的な部門においてかなり施行されている例はある。それについて、それが成功したのか、失敗したのかというような研究もかなりなされている。

これについて我が国では、今回の水道法の改正議論の中で、一部、そういう欧米の施行済みの事例についてどの辺まで研究しているのかという質問が出たりしているが、案外正確に答えられていない。ごく典型的な幾つかの例を持ってきて、成功したとか失敗したとか、そういうような議論であって、学問的に見ると非常に、もっと突っ込んで、この辺のことは国がやろうとすれば幾らでもできたと思う。しかし、表面に出ているところは、非常に少ない事例だけしか出てきていない、非常に問題だと思う。

それから、我が国の幾つかの自治体は、これに対してどういうふうに反応しているかであるが、これも既に御承知のとおりだが、例えば注目を浴びたのは、浜松市であるが、これがかなり早くにコンセッション方式を言い出したが、途中で延期するとか、放棄したような言い方をして、無責任のように見える。それに対して宮城県、これは県であるがコンセッション方式に取り組みたいというようなことをかなり早くから発言されていた。これは知事さん等々の、国と非常に近いこともあってかなと、私は思っていた。あとは広島県であるが、コンセッションといっても、どちらかという、いわゆる「混合企業」といわれるようなものを目指しているのではないかなと思うが、県の所有と民間の所有、県が35%、民間が65%だから、どちらかという民間が過半数というか、かなり持ったものを作っている。あとは、長野県の小諸市であるか、これは市が35%、民間が65%ぐらいの割合で、混合所有、いわゆる混合企業と言われるような「ミックスエンタープライズ」と言われるようなものを目指していると思う。

それに対して北九州市は逆である。市が54%の過半数を持っていて、民間が46%というようなものを作りたいというようなことを言っているようだった。

直接確かめていないが、そういう対応は幾つか見られたが、過半数の自治体は「コンセッション方式」について、余り早急には対応していなかったと思う。

「その2」だが、「広域化」とか「広域連携」等々の言葉が出たが、これについては、先ほど何人かの委員の方がおっしゃったことと関連するが、やはり「広域」とはどれほどの規模、給水人口を言うのか。多ければ多いほどいいのかというのは、非常に難しいので、先ほど水谷委員が適正規模というか、どれぐらいの給水人口の場合に、単位当たりのコストが割安になるのかという研究、特に定量的な手法を用いた研究者等々が何人か、我が国の水道に関するデータを入れて試みてはいるが、我々が見る限り必ずしも万人がそれでいいのではないかなというような合意を見るような結果は必ずしも得られていないと私は思う。水谷委員は先ほど給水人口は70万人ぐらいが最適規模かなとおっしゃった。我々は大体30万人から50万人程度というように見ていた。少なくとも、それ以下とか、5万とか10万の桁ではない、あるいはそれ以下ではない。あるいは100万、200万以上というか、それほどの数は出ていないことを考えると、一応、「適正な規模」は、あるのではないかなと思う。それを考えるとむやみに広域化すればいいというものではない。

先ほど道奥委員から御意見があったように、災害対応等々を考えると、先ほどの東京の地下鉄のような例はいっぱいある。三ノ宮駅で西へ行くJRの電車を待っていると、新快速な

どは琵琶湖など遠くから来るから、途中で事故等があったりすると必ずおくれる。やっぱり、距離が長いから遅れる。あんまり長い線は、そういう面では災害対応等々から考えるといろいろな問題があるとは常々感じている。

「その3」に行く。今回の改正、先ほどの事務局の御説明であったように適正な資産管理、広域連携、経営方式としてのコンセッション方式、これらのものが特にキーワードとして表れて注目されたが、この法改正の本来の目的とされた水道事業の「経営基盤の強化」、これが適正な資産管理と広域連携、コンセッション方式等々だけで、本当に実現されるのだろうかとは強く思う。「その4」、今回の改正議論の中で、「民営化」という言葉が特にマスコミでたびたび使われたから、世間一般の方も我が国の水道は民営化されるのかという誤解と言え言葉が適切かわからないが、そういうイメージを持たれた方が非常に多かったみたいである。一般の方は、水道事業の今回の改正が、イコール「民営化」とか、「民間に売られるのか」とか、そういう御懸念を持たれた方はかなりいたのではないかなと思う。ただ委託は、ごく一部の仕事を公が民間に委託する部分的な委託。それから公設民営という話もあるが、それを超えてコンセッションという感じの、運営権を長い時間にわたって民間に売却するとか、譲るという考え方は、これが最終的に水道事業の「売却」というか、「民営化」を導くものではないかという懸念、心配、そういうことを生んだことは間違いないと思う。

これは、特にそんなに長いこと考えなくても、例えば神戸などもそうであるが、市バス事業で一部分の路線とか営業所等を民間のバス会社に委託している。神戸の場合は市営バス、地下鉄など直営部門を持っているからいいが、もしこれを、全般的に民間に運営、オペレーションを任せてしまうと、それこそ事業運営のノウハウを公が持てなくなる。

経験のある方が公の職員におられればまだいいけれども、だんだんいなくなって新しい人がどんどん入ってきて、実際に公務員は公営事業等々のオペレーションをやったことがない人、全く民間にそれを依頼してしまうような方ばかりになってしまうと、そういうものを公が管理するといっても、なかなか適正な管理ができないのではないかなと思う。その行き着くところは、民間サイドにかなり有利にいろいろなことが決まってこざるを得なくなるかなと心配する。だから今回、マスコミの議論などを見てみると、そのような「懸念」に対して、国側は公のコントロールとか、あるいは自治体の監視、こういうものを強めると言っているが、もしこういうことが進んだ場合に本当にどこまでできるのかなという懸念は、やはり残るといえるか、懸念を生んだことは間違いないと思う。

それからその後、これは先ほども出たが、「経営の効率性」とか「経営基盤の強化」とかいう部分だけではなくて、やはり災害時とか危機管理の場合にどうなのかと、誰が基本的には責任をとるのかという、公側かどうかという話である。その辺のことも問題だと思う。特に水の場合は、古くから衛生行政とか消防行政とか全部絡んできた。いわゆる行政が絡んでくるから、そう単純に民間にそれを委ねるのは、そういう面でも問題はあるだろうと思う。それが大きな1。これは今までも議論になっているところである。

それに対して大きな2、これはもっと大きな問題だが、今回、水道法の一部改正議論の中で、本当に「経営基盤の強化」を考えようとする、次の幾つかの点をもっと重要ではないかなと思う。

「その1」、これはいわゆる「地下水問題」と我々は呼んでいるところであるが、近年、日水協が我々の立場からするとようやくということになるが、重い腰を上げたというか、そ

のときにこういう言葉を使っていた。「地下水利用専用水道」がある。そういう言葉を使って、それに関する勉強会、研究会を開くと言って、事例を全国から集めてというような話をやっていた。当然やるべきことであって、これが水道事業の経営に非常に大きな影響を与えている。特に大規模のお客である、大きな病院、スーパー、ホテルなど、そういうところは地下水を利用している問題がある。

それから、合わせて、もっと言えば「地下水は誰のものか」という大きな話だが、これは日本の場合は、その土地の下に地下水があるとするとその土地を持っている所有者のものという考え方がとられている。だから、自分の敷地内に穴を掘って井戸水を使っているわけである。そういう考え方で日本はずっと来たわけだが、欧米ではそうではない考え方もあるわけである。

そうすると、根本的に水道法の改正は、ここまで言っても悪くはない。地下水は誰のものか、今までの日本の考え方でいいのか、あるいは欧米の考え方はどうなのかと、取り入れたらどうなるかとかという話である。そもそも、これは私は勉強したことがあるが、これの行き着くところは、今度は「温泉法」までいくのである。温泉の水を使って商売を営んでいる。その温泉は誰のものなのかという話になってくると、これは非常に大変である。つまり、温泉などは何百年も前から旅館を営んでいるから、それは既得権みたいになっているわけである。その水を、今さらこれは公共のものではないかという話になってくると、これは大変なことになるだろう。そうすると、この問題は勉強するにはおもしろいが、この解決を論文に書こうと思うと、非常に大変だと思う。

これと合わせて近年、特に我が国の水源、あるいは涵養林等、水、水源、山とかそういうようなものが、一部の外国資本によって取得されるおそれがあるとか、既にそういうことが始まりつつあって、国会なんかでも若干議論になったことがある。そういうような問題も、非常に重要な問題だと思う。

それから「その2」、これは下水道との問題。先ほど、これは委員からもお話があったが、上水道だけではなくて下水道、これは既に幾つかの、特に大規模の自治体では既に上下水道事業というようなものがある。そういうときに、やはり水道法だけではなくて下水道法の見直し・改正、これも合わせて議論をされても当然ではないかと思う。

それから、もっと広く言えば、「その3」、一つの水系の水がいろいろな目的で使われている。それらは全部水利権に絡むが、これはどちらかというところ、これは国自体の問題であるが、その再配分等という大きな問題とも絡んでくる。

それから「その4」、これは特に「経営基盤の強化」とも関連する地方公営企業法、これについて、今回の水道法の一部改正はほとんど論及していない。それはやはり所管省庁が違うということも絡むのではないかと思うが、どちらかというところ総務省サイドでやらなければいけない問題と思う。しかし、我が国の水道事業は基本的には地方公営企業として営まれている。それは、地方公営企業法によって一律に規定されている。そうするとその中で、「独立採算制」の条項がある。それから「経費の負担区分」、どこまでが公費でどこまでが私費であるか。それから「公共の福祉」と「企業性」、これが対立とか矛盾した場合に、その調和をどうやって図るのかというような問題。それから料金設定の「原価主義」という考え方について、その原価の中に含まれている利潤部分を含むのか含まないのかという話も絡んで、いろいろやらなければいけない問題があると思う。

それから、近年、総務省が一生懸命にいわゆる公営企業の抜本的改革を推し進めているが、かなりいろいろと細かいことまで言っている。その中で特に「経営戦略」とかいう試みというか、そういう動きがあるが、それと今回の水道法の一部改正がどういうふうに絡むというか、整合性を持っているのかというような話についても本当はきっちりとやらないと、水道事業の「経営基盤の強化」にはならないのではないかと思う。

「その5」、この経営懇談会で既に議論をしたが、いわゆる国連なんかの持続可能な開発目標17個があるが、そういうものを水道事業という公営企業の経営の中に取り込もうとすると、物差しが変わってくるというか、今までの先ほどの地方公営企業法とも絡むが、赤字か黒字かという、そういう単一の物差しだけではなくもっと広い、多様な、複眼的な物差しで水道事業という公営企業のパフォーマンスを評価したり測定したりする、そういうことが必ず必要になってくると思う。この辺のことは、水道法の改正といった場合、私はすぐにこの問題かなと思った。特に国連の17個の大きな目標について、我が国の国側の動きが非常に鈍いなど、常々感じている。外務省などはかなり早くから、翻訳をしたりいろいろやっていたが、特に経済官庁とか、その辺がもっと考えねばならないのに、あまりそれに関する指摘とか論及がないなと思っていた。

それから「その6」、最後に、先ほどこれは伊藤委員がおっしゃったような、運搬水とかそういうものとも絡むが、従来の水道事業という狭い事業分野のみに限定しては本当の「経営基盤の強化」は図れないのではないかということがある。その辺のことは、特に欧米の公益事業というか、エネルギーや交通等々を見ていると、上下水道だけではなくて、通信、廃棄物、ごみ処理とかいろいろ含めて、かなり多様なものを、「ユーティリティサービス」という言葉が時々使われるが、そういうような企業を買収したり、連携を強化したり、企業結合を図ったりして、かつての単一事業分野のみにとどまっていない。ドイツのごく最近の例であるが、国土交通省の研究所は、ドイツの幾つかの都市へヒアリングに行き、その結果を集めているが、地域の「総合的な公共インフラサービス」、これを都市が経営している。そこでは、特定の事業部門からの黒字部門とほかの赤字部門というか、余り採算がよくないような部門があると、特に交通等々の赤字部門を、エネルギーとか、熱供給、それから通信等々からの黒字で交通の赤字部門を穴埋めしているというか、当然のことのようにやっていて、全体としてその事業がうまくいけばいいというような経営の考え方をもって、都市がやっている。そういうこともやっている5つぐらいの都市のヒアリングをした調査結果をまとめた論文が、ごく最近の国土交通省の研究所の所報に載っている。

それから、我が国でも交通事業分野で、まだ余りポピュラーではないが、「貨客混載」、お客さんと貨物をミックスして乗せて運搬するということが、これからは可能になりつつあるようで、余りお客さんが乗らないような路線のバスの後の部分の座席を取って、そこを荷台のスペースとして活用して、そこに農産物とか郵便物とか宅配便のようなものを載せることが、かつては制度上いけなかったが、そういうことも可能にしようという動きが出ている。そのもう一つは「路線バスへの混乗化」、これもあんまりまだ聞きなれない言葉だが、これは、1つの町でいろいろ道路上を路線バスが当然走っている。しかしそれだけではなくて、コミュニティバス、病院の通院バス、スクールバス、ホテルの送迎バスなど、いろいろなバスが走っている。そういうようなものを全部路線バスに統合したらどうかと、だから路線バスが病院に行く方も、スクールバスの人も、ホテルの送迎も乗せることができるという

ような統合。それを「路線バスへの混乗化」と言っているそれをやることによって道路の混雑が減るかもしれないし、いろいろとメリットもあるだろうし、そういうようなことが出てきている。

この辺のことを考えると、水道事業も今までの水道管を敷いて水をお客さんにお届けする仕事だけではなくて、いろいろ可能になるような方向にはあるのではないか、そういうふうにやったほうが、もっと水道事業の「経営基盤の強化」には役立つに相違ないと思う。

9月4日の新聞を見ていたら、関西電力が海外旅行事業に参入するというような、非常におもしろいことが書いてあった。関西電力も大阪ガスもいろいろと本業以外にもかなり早くから、いわゆる経営の多角化をやっているが、それに加えて今回の海外旅行事業への参入は、もちろんこれは分社化か何かしてやるのだが、いわゆる巨大な公益事業が非常に個人的な旅行の分野にまで入っていきこうとしている。その考え方の変化に非常に興味を持った次第である。

何か、御質問があったらお願いします。

今回、水道法の一部改正についていろいろと各委員から意見をいただいた。先ほど道奥委員の御質問があったが、お答えできるものであったらお答えして、それ以外をほかの委員のいろいろな御質問なり、御意見があるかなと思う。

(企業団)

先ほど道奥委員から、資産管理をするに当たって、自然災害を踏まえてどのレベルまでという質問があったが、もともと阪神水道は阪神・淡路大震災以後、施設の耐震化などを実施してきており、その後、新しい施設整備計画を立てているわけだが、その中で新しいリスクに対しても洗い出しをして、それを、基本的に定量化情報としていって、どの程度のリスクに、どの程度まで対応するかを決めていくというような考え方である。

1つの例としては耐震対策。これは基準に耐震工法指針があるので、それに基づいて定量化している。それ以外に東日本大震災以降であった話として、津波に対するリスクに関してシミュレーションをして、どれぐらいまで供給が可能なのかを考えている。

電力に対しては、逆に言えば災害時にどれだけの水が必要かも構成市とお話をしながら、どれぐらいまでの施設整備をやっていこうかというような形である。

足立委員からは長寿命化という話があったが、昔はどちらかと言えばスクラップアンドビルドという形でやっていたものを、適切に診断して長寿命化を図っている。管路に関しては、基本的には古い管路があるので、それは当然更新していくけれども、管の材質、継ぎ手の形や、地盤の条件として、液状化、腐食性、それと使用状況などを勘案しながら優先順位をつけていくように、今後進めていきたいというような考え方である。

(委員)

ありがとう。道奥委員は何かあるか。

(委員)

お答えいただいた中では、内容的にはある意味、はっきりとそのような言葉はないだろうけれども、二段的に防災しているというふうな対応をされていると思う。

その一方で、防災と広域化は恐らく相互にリンクして、広域化に伴ってリスクが増大するという視点も要るのかなと思った。

(委員)

広域化したものを、ブロック化したら良いのではないか。

(委員)

経営の広域化はあり得ると思う。

ハードは、おっしゃったようにフラクタル化というか、どこかがやられてもある意味のレジリエンシーだと思う。

それと、もう一つは冗長化、二重化というか、リダンダンシーを加えることによって広域化のリスクは低減できると思う。そのセットで、広域化という問題と災害対応は完全にリンクしているなど思う。

(委員)

ありがとう。

(委員)

さっきもお話が出ていたかもしれないけれども、従来、企業もそうであるけれども、地震の話は非常によく出ていた。でも最近日本も熱帯になってきたから、豪雨が発生している。先ほども呉の話が出たが、そのようなものに対しては、企業団自体は危険性というか、どの程度認識されて、どのような対応をされるのかをお聞かせいただきたい。

(企業団)

おっしゃるように気候が変動しており、豪雨に関して、まずは土砂崩れのものと浸水等。そのようなものに関して、基本的には、ハザードマップ等を活用しながら浸水対策を実施していく。それは常に発信されるので見直していく。最近、高潮のハザードマップみたいなものもあり、そういうものも見ながら対応を考えていく。どこまでやるかはなかなか難しい話であるけれども、想定はしておく。

あと気候変動に伴って、例えば水源水位が急激に変動するとかいう問題が出てくる。そういうものに関しては、できるだけ上流から早くデータを集めるような形にして、我々の浄水システムの中で、まずソフト的にどういうふうに対応するかを検証していくような形でソフト、ハード両面から、極端現象というものに対応していくように準備を進めている。

(委員)

企業などでは、例えば地震の場合は阪神・淡路があったし、どの程度のものと想定して、それが全部大丈夫かは別にして、ここまでやろうというレベルがある。

ところが水害は、どこまでのことをするかは曖昧というか、決めかねているところがある。100年に一度のレベルまでやるのか。最近では、100年に一度が、2年に一度起こっている。そうしたら、1000年に一度のレベルまでやらないとだめなのかとか。地震も想定外は想定



外であるけれども、今まで考えられないようなことが出てくるので、どの程度のレベルまでを考えるかは、ちゃんとされるのが良いと思う。

(企業団)

さっき技術部長が答えたように、現実には起こってきているので、いわゆる河川管理者がやっているような確率計算を自分で直接やっているわけではなく、そういうところを出してくれているデータを参考にしてやっていくのだが、100年に1回のときにも確実に壊れずに動くようにすると物すごくお金がかかる。そこまでやるのかどうかは議論があって、具体的に言うと、これはさっきの停電の話だけれども、企業団のメイン施設である猪名川浄水場にはバックアップがない。新聞にも出たが、厚生労働省の補助金の対象にはならない。企業団の経営状況が良いため補助金をいただく要件を満たさない。それをどうするのかという話があり、これから長期計画をまとめているところだが、どのタイミングでどこまでやれるか、まさに議論している最中である。

(委員)

わかった、ありがとう。

(委員)

佐々木先生が書かれたその「4 地方公営企業法との関連」は、おっしゃっていることはそのとおりで、必要などころである。しかし、その独立採算制や抜本的改革方策というものが、企業性を強める方向であるようである。

そうだとすると、ちょっと危なく、取扱注意かなと思っている。独立採算制についても、さっきフレキシブルとおっしゃったけれども、フレキシブルであったり、ちょっと緩和する姿勢であることが、特にこれからは必要だと思う。

最近、私が訪問させていただいたところと言うと、そこは水道局がとっても冷たい。要するに、自分たちの営業エリアは上水道、それから簡易水道、これが営業エリアである。当たり前だけれども、それ以外は関知しないという姿勢である。

その市では、上水道や簡易水道以外に、民営簡易水道や飲料水供給施設が多数存在する。それぞれ地元住民によって管理されている。それらは水道局ではなく、保健所が所掌している。あるところで漏水があって、断水事故が起きたとき、水道局は給水車を出して応援に行っている。それは自分たちの営業エリア外のところなので料金を取る。同じ市内なのに、保健所から料金を取るということをしている。

(委員)

ボランティアではない。

(委員)

だから、営業としてはわかるけれども、冷たいと感じる。

それで、今170カ所以上ある民営の簡易水道、飲料水供給施設、それらの整備が進められているけれども、保健所がやっている。驚いたことに、保健所が水道設備、施設を造ってい

るのである。水道のことを知らない人達が市役所の中で予算を確保して、補助率を7割に設定して、水道施設を造っている。ここだけではないと思うが。

つまり、独立採算制とか、企業性を重視する方向ばかりを進めると、そこから取り残される、あるいは見捨てられるところが出てくる恐れがあると申し上げておきたい。

(委員)

同感である。私は、持論だが、これまでの地方公営企業法の厳しすぎる「独立採算制」の考え方を、もっと柔軟に見直すべきだと主張してきたが、今後はもっとそうあるべきだと思っている。

(委員)

もう一点は、資料③-3に水道料金のことが書いてあるけれども、実際、こんなふうに水道料金は原価を計算しようと、要するに総括原価方式で計算しようということだけでも、そういう料金の原案を作ったとしても、各水道事業体にとって、実際に値上げできるかどうかは別問題である。

一度ここで話題提供をさせていただいたことがあるけれども、やっぱり市民の水道料金に対する意識、水道料金に対する支払い意識を高めたり、値上げに対する容認度を高めたりするような、日ごろからのコミュニケーション、長い時間をかけた日常的なコミュニケーションがやっぱり大事である。そうしないと、結局、計算したところで暗礁に乗り上げて値上げできないところがいっぱいある。

そのコミュニケーションも、どうか分かって下さいという説得的な方法ではなくて、コミュニケーション上の手法や技術をわきまえた上でやるということが必要である。原価を計算するのはいいけれども、水道事業体から見ると、計算しても値上げができないのでは意味がないので、多分消極的に見ているところがいっぱいあると思う。値上げ幅にしても、多くの場合10%とか20%とかが限度である。

そういう現場での必要なこと、これに対するフォローは、また別問題とする必要がある。

(委員)

ほかには何か。

(企業団)

今の伊藤委員のお話に対して、私も本来はもうちょっと改正すべき点が、幾つかあるかなと思っている。

今、伊藤先生がおっしゃったように、水道行政と保健行政の境というか、そこが明確になっていないところがあって、1つは受水槽タンクがそうであるが、所管は水道か保健所かという、基本的に保健所で面倒を見るというのが一般的である。そうすると、そこで完全に断層ができてしまう。

神戸市の場合は、保健所と仲よくして一緒に共同で調査をしようとか、いろいろと干渉し合って動いていっているが、そういうことが一般的にできていないところが法改正の漏れであるかなというのが一点、今の話を聞いて思った。

もう一つ、値上げの話であるが、やはり元事業管理者の立場から言うと、議会に託さない  
とできないので、そこを首長も当然、認識されているはずと思うので、その辺の市民が納得  
できるような、そういう仕掛けをやっていかないと、なかなか値上げにはたどり着かない。

神戸市の水道の場合も 20 年以上値上げをしていないから、そういったことを考えると、  
関西電力みたいにフレキシブルに値上げ、値下げができるようなそういうシステムができ  
ればやはりありがたいかなと、感想で申しわけないけれども、ちょっと思った。

(委員)

ありがとう。

(委員)

やっぱり電力、ガスは、例えば関電、東電では、料金にそんなに幅がない。

水道は、あり過ぎるから、余計に値上げができないということもあると思う。コストと言  
えばわかるけれども、同じものを飲んでいるのに何であっちが安くて、こっちが高いのとい  
う。

そういう難しさも恐らくあると思う。比較して、自分の市はどの辺かという話になるわけ  
である。

(委員)

規模が違うから、非常にばらばらだから。

(委員)

理屈はそうだけれども、実際、飲んでいる者からしたら一緒のものを飲んでいるわけだか  
ら、その問題を何とかしないといけないと思う。

(委員)

今後は、その差がさらに広がる方向である。隣町と比べて 3 倍、4 倍ぐらいは違うとい  
うことが起きうる。

引っ越すかということにもなる。

(委員)

その話はある。交通の話も一緒だし。だけど引っ越せない。それが今後、気になっている。

(委員)

ありがとう。

もう一つ大事なことがあって、そっちに進んでいきたいと思うが、「参考資料」にあった、  
いわゆる懇談テーマのキーワード、これの 1 と 3 が残っている。次回、どちらをやるかとい  
う話であるが、事務局とも事前に話し合いをしたが、1 と 3 を比べると、3 はもちろん非  
常に重要でおもしろいが、難しいというか大き過ぎるテーマかなという感じがしている。ま  
ず入りやすいのは 1 ではないかなと思う。特に阪神水道企業団が持っている役割等の関連

でいえば。

次回、どの程度の資料を事務局で用意できるかわからないが、お願いしてみて、1について、その資料をめぐるいろいろな議論をして、2回目にある程度の取りまとめをやっていくような形で進めていったらどうかと思う。そういうやり方で進めていってよろしいか。(一同賛成)

それでは、用水供給事業という話を中心にしてやっていきたいと思う。

ほかに何か。

(企業団)

次回の経営懇談会の開催日程であるが、懇談テーマについては、今お話があった用水供給事業ということで、資料はこちらで配付させていただく。

次回については、平成30年度決算についても報告させていただければと考えている。

決算議会があるので、12月下旬から1月上旬ぐらいで考えており、改めて日程調整をメールでさせていただくので、よろしく願います。

(委員)

それでは、終わりたいと思う。どうもありがとう。

## 今回の「水道法」の一部改正をめぐって

神戸大学 名誉教授  
佐々木 弘

### 1. 今回の議論の中で、争点となったところ、明らかにされたところ、そして、拭いきれぬいくつかの懸念

その1：「官民連携」の本質は何か。

いわゆる「コンセッション方式」とは、これまでの制度下でも導入可能なものではなかったか。

外国では、水道事業をはじめ、数々の事業分野ですでに試行済の経営方式の一つであるが、そこでの事例研究如何

いくつかの自治体の対応

その2：「広域化」「広域連携」のメリットとして、今回の「改正」が自治体の料金上昇率の緩和に寄与するとか、市町村事業との連携の深化が期待されると説かれたが、果たしてどうなのか。

「広域化」「広域連携」にある「広域」とは、どれ程の給水人口を指すのか。大きければ大きい程よいのか。「適正」規模は存在するのか。

逆に、「分散型」や「コンパクト化」のメリットはどうなのか。

その3：今回の「改正」で説かれた「適正な資産管理」「広域連携」「コンセッション方式」の導入等で、本当に主目的とされた水道事業の「経営基盤の強化」が実現されうるのだろうか。

その4：今回の「改正」議論は、水道事業の「民営化」への一歩ではないかとか、水道事業への「国」の関与が強化される懸念があるのではないかと批判がしばしば聞かれた。

マスコミの報道でも、今回の「改正」が「民営化」という用語を伴って再三語られた。

経営の「一部委託」や「公設民営」論を超えて、「運営権」の長期間に亘る「売却」という考え方が最終的に、水道事業の「売却」「民営化」へと導くのではないか、導きかねない・・・との懸念を生んだことは間違いない。

その5：今回の「改正」により、「災害時」等に適切に対応可能なのか。

人々の安心や安全を大前提にした「危機管理」体制が、なおざりにされることにはならないか。

・・・このような声も多く聞かれた。

## 2 今回の水道法の「一部改正」の議論の中で、ほとんど扱われることがなかったが、水道事業の真の「経営基盤の強化」のためには、看過しえない、いくつかの点があるのではないか。

その1：「水道事業」の経営は「地下水」と無関係ではない。

いわゆる「地下水利用専用水道」問題をどう解決すべきか。

「地下水」はだれのものか、これまでの考え方を再考する必要はないのか。

外国資本による水源（土地／地下水）取得問題

温泉法・・・。

その2：「下水道事業」との連携・一体化が多くの自治体で見られるようになって今、「下水道法」の見直し・改正も「水道法」と併せて議論する必要があるのではないか。

その3：一つの水系の水が、多様な目的で利用されているとき、農業用水、工業用水、水道用水・・・等の「水利権」を流域単位で再配分する試みもなされてよいのではないか。

その4：「地方公営企業法」とのからみをどうするのか。

わが国の水道事業は「地方公営企業」として営まれてきた。

それが、「地方公営企業法」により一律に規定されてきたことを考えれば、水道事業の「経営基盤の強化」のためには、「水道法」の改正のみで事業の経営改善を図れるとは決して思えない。

総務省が近年推し進めてきた「地方公営企業」の「抜本的改革方策」「経営戦略」等々の動きと、今回の水道法の「一部改正」はどう整合性を保つのか。

特に、「地方公営企業法」でいう「独立採算制」「経費の負担区分の原則」「公共の福祉と企業性との調和」「料金設定」の考え方・・・等は、改めて再検討するに値するもの多しといわねばならない。

その5：これと関連して、事業のパフォーマンスを測定・評価する「ものさし」についても、たんに黒字か赤字かのような単一の狭い「ものさし」に代えて、環境・良好な労働関係・貧困・女性・教育等、社会のかかえる諸問題への貢献や寄与の程度をも測定・評価しうる「ものさし」も加えて、複眼的にみていこうとする動向を軽視してはならない。

近時、国際的に広く話題になりつつある国連の17コのSDGs（持続可能な開発目標）の考え方は、参考にすべき有力な「ものさし」になりう

ることであろう。

→cf. 伊東孝之「公営企業における“経営戦略”と民間企業における“統合報告書”に関する比較」(『公営企業』2018年9月)

その6：水道事業の「経営基盤の強化」は、これからは水道事業という狭い事業分野のみに限定しては、展望は拓けないのではなかろうか。

欧米の公益事業（エネルギーや交通）では、従来の単一の事業分野のみにとどまらず、他の utility services を買収したり、連携を強化したり、企業結合を図ったりするケースがすでに見られる。

→cf. ドイツの「地域総合的な公共・インフラサービス業」を運営する Stadtwerke のケース

わが国の交通事業分野においても、近年、「貨客混載」や「路線バスへの混乗化」という動きが説かれ始めている。

前者は、バス座席を減らし、荷台スペースとして活用し、乗車効率の低い路線の生産性を向上させたり、農産物の配送や日本郵便との連携を図ったりするもの。

後者は、路線バスのほかに、コミュニティバス、無料通院バス、スクールバス、ホテルの送迎バス等々が併存する場合、これらの「路線バス」への「統合」を図ること。

以上